

岡山大学保育所（なかよし園）利用者選考基準

〔平成22年 4月 1日〕
学 長 裁 定

改正 平成25年 4月 1日

改正 平成27年 5月14日

改正 平成30年 9月14日

改正 令和6年 3月22日

（目的）

第1条 この基準は、岡山大学保育所の設置に関する規程（平成22年岡大規程第9号。以下「規程」という。）第10条の規定に基づき、岡山大学保育所に置かれる施設のうち、なかよし園の利用者選考に係る基準を定めることにより、公正な選考を確保することを目的とする。

（標準収容定員）

第2条 なかよし園の標準収容定員は、規程第4条第1項の規定により、90名とする。ただし、岡山大学保育所運営委員会委員長（以下「運営委員会委員長」という。）が必要と認めたときは、標準収容定員の15%（端数切り捨て）の範囲で定員を超えて受け入れることができるものとする。

（利用者の選考）

第3条 運営委員会委員長は、入所を希望する乳幼児の数が保育所の収容定員を超えるとき又はその他やむを得ない事由があるときは、利用者の選考を行うものとする。

2 前項のその他やむを得ない事由については、別途、定める。

3 第1項に定める利用者の選考を行う必要が生じた場合は、別表1保護者の基礎点数表及び別表2調整点数表により世帯ごとの点数を算出し、点数の高い世帯の乳幼児から優先的に入所させるものとする。この場合において、世帯の点数が同一点数である場合は、別表3基礎点数及び調整点数の合計点が同じになった場合の優先順位表により優先順位の高い世帯から優先的に入所させるものとする。優先順位が同一順位である場合は、当該世帯の抽選により選考を行う。

4 選考から漏れた世帯のうち、第2条ただし書きに定める運営委員会委員長が必要と認めた場合には、当該世帯の入所を許可することができる。

（その他）

第4条 この基準に定めるもののほか、利用者の選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の入園者の選考から適用する。

附 則

この基準は、平成27年5月14日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年9月14日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 保護者の基礎点数表

区分	類型	保護者の状況		基準点	
1	就労者 居宅外自営	週 3 8 時間以上の就労を常態としている場合		1 0 点	
		週 3 2 時間以上の就労を常態としている場合		9 点	
		週 2 9 時間以上の就労を常態としている場合		8 点	
		週 2 3 時間以上の就労を常態としている場合		6 点	
		週 2 0 時間以上の就労を常態としている場合		5 点	
		週 1 2 時間以上の就労を常態としている場合		4 点	
		週 1 2 時間未満の就労を常態としている場合		2 点	
	居宅内自営 農業 内職	週 3 8 時間以上の就労を常態としている場合		9 点	
		週 3 2 時間以上の就労を常態としている場合		8 点	
		週 2 9 時間以上の就労を常態としている場合		7 点	
		週 2 0 時間以上の就労を常態としている場合		4 点	
		週 1 2 時間以上の就労を常態としている場合		3 点	
週 1 2 時間未満の就労を常態としている場合		1 点			
2	育児休業 復帰予定	育児休業取得後、復帰後の就労時間が決定されている場合		区分 1 を準用	
		育児休業取得後、復帰後の就労時間が決定されていない場合		区分 1 から 2 点減じたものを準用	
3	就学	就学のため、保育することができない場合		1 0 点	
4	採用予定 就学予定 求職中	採用予定	利用希望月に採用予定の場合	区分 1 から 1 点減じたものを準用	
		就学予定	利用希望月に就学予定の場合	区分 3 から 1 点減じたものを準用	
		求職中	求職活動を継続的に行っている場合（採用予定、就学予定であって内定（合格）通知の控え及び保育利用事由証明書を発行できない者）	1 点	
5	妊娠・出産	出産予定日の前 6 週（多胎の場合前 1 4 週）から産後 8 週の期間を含む月単位の期間にある場合		8 点	
6	疾病 負傷 障害	疾病 負傷	1 ヶ月以上の入院若しくは入院見込み、常時臥床の場合	1 0 点	
			居宅内療養 （1 ヶ月以上）	安静を要すると診断された場合又は日常生活に支障があり、家庭での保育が困難な場合	8 点
				週 3 日程度の通院加療が必要な場合	4 点
		障害	「身体障害者手帳 1 ～ 2 級所持」、「聴覚障害者 2 ～ 3 級所持」、「精神障害者保健福祉手帳 1 級所持」、「療育手帳 A 所持」、「介護保険の要介護度が 3 ～ 5」のいずれかに該当する場合		1 0 点
			「身体障害者手帳 3 級所持」、「聴覚障害者 4 級所持」、「精神障害者保健福祉手帳 2 級所持」、「療育手帳 B 所持」、「介護保険の要介護度が 1 ～ 2」のいずれかに該当する場合		6 点
			「身体障害者手帳 4 ～ 6 級所持」、「精神障害者保健福祉手帳 3 級所持」、「介護保険の要介護度が要支援」のいずれかに該当する場合		3 点
7	同居親族等の 介護又は看護	同居の親族（長期期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護している場合		6 点	
8	災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合		1 0 点	
9	不存在	死亡、離婚、行方不明、別居（単身赴任を含む）、留学、拘禁等		1 0 点	
1 0	その他	育児休業期間中（育児を理由とした休学期間を含む）になかよし園を引き続き利用する事が必要と認められる場合（備考 2）		1 0 点	
		前各号に掲げるもののほか、明らかに保育することができない場合		区分 1 ～ 7 から 2 点減じたものを準用	

備考

- 1 保護者の基礎点数表は、同一保護者において同時に複数該当する場合は、該当するもののうち、最も高い点を保護者の基礎点数とし、保護者の基礎点数の全てを合算したものを世帯の基礎点数とする。
- 2 既になかよし園を利用している幼児が翌年度若しくは翌々年度に小学校就学を控える場合、又は育児休業にかかる乳幼児が満 1 歳になる年度の末日までとする。

別表 2 調整点数表

区分	類型	状況	調整点
A	岡山大学関係者	保護者2人とも岡山大学に所属している場合	3 点
B	希望順位 (※ 1)	なかよし園を入園希望順位第 1 位としている場合	2 点
C	ひとり親世帯	乳幼児が母又は父のみに養育されている場合（単身赴任を含む）	3 点
D	育児休業明け	保護者が産前・産後休暇及び育児休業終了後に本学に復職する場合	3 点
E	兄弟関係	兄弟姉妹（多胎で生まれた乳幼児含む）がなかよし園の入園を希望する場合	1 点
F	同居の祖父母	入園希望日時点において 6 5 歳未満の同居祖父母で、基礎点数表の区分 1 ～ 9 に該当しない場合	各－ 3 点
G	継続乳幼児	入所年度の前年度に入所していて継続して入所を希望する場合で、かつ区分 F に該当しない場合（入所年度の前年度に通所実績のある者を含む。）	5 点
H	保育料未納世帯	未納保育料の納付約束を履行しない場合	－ 1 0 点

備考

調整点数において、同時に複数該当する場合は、該当するもの全てを加(減)算したものを世帯の調整点数とする。

(※ 1) なかよし園を入園希望順位第 1 位として申請した者の内、入園決定後に辞退した乳幼児については原則として次年度以降の応募を受け付けけないものとする。

別表 3 基礎点数及び調整点数の合計点が同じになった場合の優先順位表

順位	状況
1	保護者共に岡山大学関係者である場合（ひとり親世帯含む）
2	継続乳幼児
3	なかよし園を入園希望第 1 位とするもの
4	保護者の就労状況が明確である者